

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて

各位

現在、金融界は全国銀行協会が策定した「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」に基づき、「2026 年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標に掲げています。千葉信用金庫では、手形・小切手の電子化に向けた取組みとして下記の対応を実施しますのでお知らせいたします。

手形・小切手の電子化は、手続きの簡素化、紛失・盗難リスクの回避、印紙代等のコスト削減など、支払側と受取側双方にさまざまなメリットがあります。この度の取組みは、2026 年度末の手形・小切手の全面的な電子化に向けて、金融界・産業界が連携して進めている取組みの一環であるため、お客さまのご理解を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 実施する内容

実施内容	備 考
2027 年 4 月以降を期日とする手形・小切手の代金取立受付の停止	2027 年 4 月 1 日以降を期日とする手形や小切手（先日付小切手）について、期日管理を行う代金取立の受付を停止します。

※該当の手形等を既にお持ちのお客さまで代金取立を希望される場合は、2024 年 9 月 30 日（月）までにお取引店でお手続きください。2024 年 10 月 1 日（火）以降、該当の期日の手形等につきましては、支払呈示期間中にお取引店でご入金手続きをお願いいたします。

2. 実施日

2024 年 10 月 1 日（火）

【ご参考：千葉信用金庫のご提供するサービスについて】

千葉信用金庫では、手形・小切手に代わる決済方法として、「でんさい」のご利用を推奨しております。

「でんさい」のご利用に際し、千葉信用金庫では「インターネットバンキングサービス」をご用意しておりますので、この機会にぜひ導入をご検討ください。

詳しくは、お取引店舗までお問い合わせください。

以上